

# 告示

## 埼玉県告示第八百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年八月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
とがさきクリニッ ク	名 称	みさと耳鼻咽喉科医 院	とがさきクリニッ ク
ラウレア歯科矯 正歯科クリニッ ク	名 称	ラウレア歯科クリニッ ク	ラウレア歯科矯正歯科 クリニッ ク
幸せの羽訪問看 護ステーション	所 在 地	北葛飾郡杉戸町清地 一〇一七	北葛飾郡杉戸町堤根 四四三六一
リハビリこんぱす 訪問看護ステー ション	所 在 地	春日部市八丁目四二 二一	春日部市薄谷七八

### 二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
清宮 忠	施 術 所  所 在 地	久喜市中央二一四 一八コバヤシ第二 ビル一〇二	久喜市久喜中央二 一四一六コバヤシ ハウス二〇三

劍持 裕		石井 直人		鈴木 明		矢坂 晶		氏 名
施術所		施術所		施術所		施術所		変更事項
所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	名 称	
第二ビル一〇二	久喜市久喜中央二 ―四―二八コバヤシ テーション	二	久喜市久喜中央二 ―四―二八―一〇 テーション	第二ビル一〇二	久喜市久喜中央二 ―四―二八コバヤシ テーション	宿台一―一―二	北足立郡伊奈町内 訪問鍼灸アルク	変更前
ハウス二〇三	久喜市久喜中央二 ―四―二六コバヤシ テーション	ハウス二〇三	久喜市久喜中央二 ―四―二六コバヤシ テーション	ハウス二〇三	久喜市久喜中央二 ―四―二六コバヤシ テーション	五 宿台一―一―二―	北足立郡伊奈町内 訪問鍼灸マッサージ KEiROW伊奈町 ステーション	変更後

日吉 彩		氏 名
施 術 所		変 更 事 項
所 在 地	名 称	
二   四   二 八   一 〇	久 喜 市 久 喜 中 央 二 テ ー シ ョ ン K E i R O W 久 喜 ス	変 更 前
五   四 四	上 尾 市 原 市 一 四 二 ベ ス ト 治 療 院	変 更 後